

最近のM&A動向～小売業界の再編～

消費者ニーズの多様化で、業態間の垣根がなくなり、競争が激化している小売業界。近年は業界内で業績格差が拡大しており、今後は生き残りをかけ、周辺業界も巻き込んだ再編が進んでいくと思われます。

食品スーパーやドラッグストアを中心に小売業界の再編が進んでいます。

2014年1月には阪急阪神百貨店を傘下に持つエイチ・ツー・オー リテイリングが関西地盤の食品スーパーのイズミヤを買収することを発表、2014年3月には北海道地盤で食品スーパーのアークスが岩手県地盤で同業のベルプラス（ベルグループ）と経営統合することを発表しています。ドラッグストアでは2014年10月にイオンが傘下のウエルシアHDを中心にグループ内4社で2015年9月に統合することを発表（統合後のウエルシアHDはマツモトキヨシを抜いて国内1位となる見込み）、コンビニエンスストアでは2014年10月にローソンが首都圏地盤で高級スーパーの成城石井を買収しています。

食品スーパーにおいては、以前からイオンやセブン&アイHDによるスケールメリットを追求したM&Aが起きていましたが、最近では更に活発化しています。その要因としてはネット通販の台頭やドラッグストアの食品分野への進出により、競争が激化していることがあげられます。他にはPBブランドの拡充や人口高齢化の進行による立地環境変化への対応として十分な経営資源の投下ができない中堅・中小スーパーの単独での生き残りが難しくなっていることがあげられます。

地方の中堅・中小スーパーは、人口の大都市への集中による過疎化で収益環境が厳しくなっていることに加え、全国展開している流通チェーンやコンビニエンスストアの進出により、生き残りをかけた合従連衡が各地で起きています。

茨城県内においても、小売業界のM&Aが増加してきています。つくば市に本社を置く食品スーパーのカスミ（東証1部）がイオン主導のもと、同業のマルエツ（東証1部）、マックスバリュ関東と2015年3月をめどに経営統合すると発表しています。2014年2月には調剤薬局運営のクオール（東証1部）が同業で水戸市に本社を置くセントフォローカンパニーを買収しており、今後再編が進む可能性があります。

また食品メーカーや食品卸、雑貨卸、外食、その他消費者向けサービスのような小売業の周辺においても同様の影響を受けて業界再編が起きており、関わりのある企業は将来の経営戦略の中でM&Aを選択肢の一つと考えても良いのではないのでしょうか。

（みらいコンサルティンググループ）

事業税の外形標準課税

昨今の財政健全化や法人税率引下の議論に絡めて注目を集めている「外形標準課税」についてご紹介します。

外形標準課税の大きな特徴は赤字で利益が発生していなくても納税が発生する場合がありますが、今後も資本金1億円以下の中小企業への適用拡大が税制改正の検討テーマに上ってくることになるものと思われます。

(1) 「外形標準課税」の導入経緯

外形標準課税とは、地方税である法人事業税の一形態です。

法人事業税は従来、所得に対してのみ課されるものでした。そのため、所得がマイナスであった場合には課税はありませんでした。一方で、事業税は地方自治体からの行政サービスに対する費用負担という考え方が取られています。そこで、赤字企業であっても行政サービスを受けているのだから何らかの負担をしてもらおうという考え方が出てきました。そして、平成16年、企業の外観（外形）である事業活動の規模を課税対象として、外形標準課税が導入されました。

(2) 現行の「外形標準課税」の内容

① 課税標準

現行の外形標準課税では、人件費などの報酬給与の額、支払利子の額、土地家屋等の支払賃料など、更には資本金等の額を課税の対象としています。（下図⑧）

課税標準	⑧ 所得割	各事業年度の所得及び清算所得	
	⑨ 付加価値割	収益配分額	報酬給与額 純支払利子 純支払賃借料 単年度損益
			報酬・給与等+企業年金等の掛金 支払利子△受取利子 土地・家屋等の支払賃借料△受取賃借料
			繰越欠損金控除前の法人事業税の取得金額
⑩ 資本割	資本金等の額	事業年度終了の日における資本金等の額	

② 対象企業

外形標準課税の対象となる企業は、現在の制度では、期末の資本金の額が1億円超となる場合に限定されています。従って、資本金の額が1億円以下の企業であれば外形標準課税はなく、通常の所得に対する事業税のみとなります。（所得が赤字であれば事業税は発生しません。）

③ 税率（茨城県の場合）

			平成26年10月1日以降に開始する事業年度（注）
① 所得割	A	年所得400万円以下の金額	2.2% (1.5%)
		年所得400万円超800万円以下の金額	3.2% (2.2%)
		年所得800万円を超える金額	4.3% (2.9%)
		清算所得	4.3% (2.9%)
② 付加価値割 資本割	B	(資本金1億円超に限る)	0.48%
			0.2%

（注）カッコ書きは平成20年10月1日以後、平成26年9月30日までに開始する事業年度に係るもの

(3) 留意点

現行の「外形標準課税」は資本金1億円超の企業に限定されています。平成27年度税制改正大綱では見送られましたが、今後もこれを1億円以下の中小企業にも拡大することが検討テーマに上ってくるのが想定されます。

対象企業の範囲や外形基準のあり方（報酬・給与を対象とするかどうか等）、税率の決め方によっては、企業の経営にも大きな影響が及ぶこととなります。今後の税制改正の行方には目が離せません。

（みらいコンサルティンググループ）